

令和5年第1回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

令和5年1月20日(金)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第 1号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認  
について
- 第 4 議案第 1号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 5 議案第 2号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 酒 井 圭 治 君
- 2番 長 岡 千 恵 子 君
- 3番 川 崎 直 文 君
- 4番 朝 井 征 一 郎 君
- 5番 清 水 紀 人 君
- 6番 金 元 直 栄 君
- 7番 森 山 充 君
- 8番 清 水 憲 一 君
- 9番 滝 波 登 喜 男 君
- 10番 齋 藤 則 男 君
- 11番 上 田 誠 君
- 12番 松 川 正 樹 君
- 13番 楠 圭 介 君

14番 中村 勘太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永充 君
副町	長	山口 真 君
教育	長	室 秀典 君
消防	長	坪田 満 君
総務課	長	吉川 貞夫 君
契約管財課	長	竹澤 隆一 君
防災安全課	長	吉田 仁 君
財政課	長	森近 秀之 君
総合政策課	長	清水 智昭 君
住民税務課	長	原 武史 君
会計課	長	石田 常久 君
福祉保健課	長	木村 勇樹 君
子育て支援課	長	島田 通正 君
農林課	長	黒川 浩徳 君
商工観光課	長	江守 直美 君
建設課	長	家根 孝二 君
上下水道課	長	朝日 清智 君
学校教育課	長	多田 和憲 君
生涯学習課	長	清水 和仁 君

6 会議のため出席した事務局職員

議会事務局	長	坂下 和夫 君
書	記	酒井 春美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開会

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る1月16日、町長より令和5年第1回永平寺町議会臨時会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを、心より厚く御礼を申し上げます。

傍聴者を含め議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和5年第1回永平寺町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、滝波君、10番、齋藤君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期を、本日1日間といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日、令和5年第1回永平寺町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各

位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

大寒を迎え、寒さがひときわ厳しくなってきました。議員各位におかれましては、日頃から町政推進のため格段のご尽力とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスへの感染が国内で初めて確認されてから3年が経過しました。感染者数の高止まり状況が続き、収束の見通しが立たない中、感染拡大防止と社会経済活動の両立をどう図るのが課題となっています。

人の移動が本格化し、ウイズコロナに向けた新たな段階への移行が進む中、本町においては、引き続き基本的かつ効果的な感染対策を意識しながら、社会や経済を回していく取組を進めてまいります。

1月14日に、車いすバスケットボール世界選手権大会で金メダルを獲得した古崎倫太朗選手を講師にお招きし、スポーツ及び共生社会推進事業特別講演会を開催しました。会場には、世界一になった古崎選手を一目見ようと、150名を超える多くの聴衆が詰めかけました。

古崎選手は、車いすバスケットボールを始めたきっかけや、日本代表選手になるまでの道のり、ご自身の体験談を基に、これまで障がいを持っていることで感じてきた差別や偏見についてお話しされ、共生社会の推進については、健常者と障がい者の区別なく、支え助け合う社会づくりに対する切実な願いを伝えられていました。

昨年12月17日からスタートした生活応援券事業は、年末年始の買物等とも重なり、1月10日現在、登録店舗による生活応援券の換金率が40%程度となっております。利用期限が2月12日までとなっておりますので、町内の登録店舗にてご利用いただけるよう周知に努め、町民の皆様の生活支援の一助となるよう事業を進めてまいります。

それでは、本臨時会にご提案いたします議案について申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件は、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての承認案件1件、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についてをはじめとする予算案件2件で、本臨時会にご提案いたします案件は合計3件でございます。これらの議案につきましては、緊急かつ重要案件でございますので、慎重なるご審議の上、ご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、町勢発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い

願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第3 承認第1号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第3、承認第1号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第1号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ675万7,000円を追加し、補正後予算総額を100億8,365万6,000円とするものです。

総務費では、永平寺町防災行政無線の機器が、経年劣化により一部操作不能となったことから、基盤の取替えが必要となり、民生費では、上志比幼稚園のボイラーの経年劣化による故障のため、エアコンの取替えが必要となったことから、合わせて675万7,000円を補正するものです。

なお、承認第1号は令和4年12月20日付にて専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものです。

以上、承認第1号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、承認第1号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

まず、歳出についてご説明いたします。

議案書の10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目9防災費、修繕料86万4,000円は、永平寺町防災行政無線の気象条件メール送信機、及び音声案内機能が一部操作不能となったことから、基盤の取替えが必要となり、予算計上をさせていただいたものでございます。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目4児童福祉施設費、工事請負費589

万3,000円は、上志比幼稚園のボイラーが経年劣化のため故障し、エアコンの取替えが必要となったことから、エアコン4台の取替え工事費を計上させていただいたものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

戻りまして、9ページをお願いいたします。

款11 地方交付税のうち普通交付税が追加交付されることから、8,744万1,000円を増額し、地方交付税の補正後予算額を41億3,473万6,000円とさせていただくものでございます。

なお、普通交付税の追加交付に伴いまして、款11 繰入金、財政調整基金繰入金8,163万5,000円を減額し、款20、前年度繰越金95万1,000円を増額し、歳入歳出予算総額を675万7,000円とさせていただいたものでございます。

以上、承認第1号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 上志比幼稚園のボイラーの取替えのことですけれども、ちょっと聞いていて心配なのは、このボイラー形式でやっている、あとの幼稚園とか学校も含めた施設なんかはあるのか。

確かに故障してすぐに専決でやるというのはいいのですが、先ほど説明で聞いていますと、この改修計画も二、三年後には計画されていたということですが、それが早まって壊れたわけですね。故障したわけですね。そうすると、僕がその同種のやつがほかの施設でないかということを知ったのには、例えば改修の期限設定が先にやり過ぎていなかったのかということ、ある意味これからのことを考えると、このような施設があるとすれば、早めて計画的にやっていかないとどこかで子どもたちに、迷惑がかかるということになりかねないので、その辺はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） ほかの施設ではボイラーで空調している設備は、あと御陵幼稚園と吉野幼稚園の2園となっております。

今回、来年度、令和5年度に長寿命化計画の、ちょっと改修を検討しております。

すので、その中で改めてなるべく早く、子どもたちに影響が出ないような形で修繕をしていく計画を立てていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 計画については毎年順番にやっていってございまして、その古さとかそういったので入れているところです。去年は志比幼稚園やったかな、ずっと順番に。それなりに大きいので、エアコン空調の直しは大体1施設数千万円、二、三千万円かかりますので、今は査定中でまだ議会のお認めもいただいていませんが、来年度についてもまた違う園の改修をしていく計画になっていますので、ちょっと遅れている、こうやって事前に壊れてしまうとかということもあります。一度に全部というわけにはなかなかできませんので、計画的に進めさせていただきますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 計画的に改修しているというのは先が見えるので、それはそれでいいんですが。ただ、現実的に古い設備でこういうことが起こるということが、今までもなかったわけではないですね、ほかのボイラーの施設で。ボイラーのメンテナンスってなかなか難しい面もあるということで、小学校なんかではかなり難儀したところもあった。ほんで各部屋にエアコンをとということでやってきた経過があると思うんですね。そのことを考えるとやっぱり、それ一気にやれとは言わんにしても、何か補正予算があるということも頭に置いて、それに乗せられるかどうか、設計されていれば乗せられるわけですから、そういう段取りもしていかないと、壊れたから直すというのはある意味一番みっともない話なんやの。そのことを十分考えてほしいと思うので、ほかの施設も含めて。その辺はどう位置づけているのか、やっぱりどこかできちっと明確に言ってほしいなどは思いますけど。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 先ほども申しましたが、今回また令和5年度に長寿命化計画をきちっと見直しをかけますので、その中でしっかりと優先順位とか耐用年数などをしっかり調べまして、計画的に修繕できるような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 計画的に進めていますが、例えば今ですとカーボンゼロとかいろいろ、国がこういうふうに対策をしたら補助金をつけますよとかいろいろあ

るんです。計画の中で、例えばそれに乗れる案件があれば、また期間があるのであれば多少は計画を入れ替えとか、そういったのは柔軟に対応していかなければいけないなと思っていますし、また、これについては、しっかりとまた議会のほうにも報告しながら、進めていかせていただいていますし、またこういうふうにつき続き説明をさせていただきながら、進めていきたいなと思っておりまして、またご理解よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 同じくでないですけども、防災無線の改修についてお尋ねをいたします。

昨年の12月20日の全員協議会で防災安全課のほうから説明をいただいている案件だと思っておりますが、そのときに原因と、あと対応ということで修繕方法が載っております。説明を聞いているんですが、要はメーカー立会いの上に強制終了し再起動をかけるということで、これが12月23日に行われますよと、そのときに考えられることが3項目ございました。その中で一番費用がかかるとされるものを今回、12月20日で専決させてほしいという説明をいただいているんですが、最終的にこの業者立会いの上で検査した結果、要因がどういうところで、どういう対応をするということになったのか、の報告をお願いしたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） それにつきましては、説明させていただいた3番目の一番重いところ、基盤を取り替えましてプログラムを作成し直したというところでご理解お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ということは、基盤に原因があったということなんですかね。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） はい。そうなります。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） メーカーの詳細な結果というのはどういうところなんか、聞いているようなことがあったら教えていただきたいんですが。



○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 基盤の取替えというところで聞いています。ちょっとその詳細についてはまだ今見てないんですけども、そういったことで回答を得ています。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第1号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第4 議案第1号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第5 議案第2号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第4、議案第1号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第5、議案第2号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第1号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算から議案第2号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算までの提案理由のご説明を申し上げます。

まず、一般会計よりご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ498万2,000円を追加し、補正後予算総額を100億8,863万8,000円とお願いするものです。

土木費の道路新設改良費では、令和5年度に事業実施を予定していました舗装補修工事について、国の令和4年度補正予算の成立により、前倒しにて予算の内示を受けましたので既決予算残額との差額を、同じく土木費の下水道費では、下

水道事業特別会計の補正に対応する繰出金を予算化するもので、合わせて498万2,000円の補正をお願いするものです。

次に、下水道事業特別会計についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,693万2,000円を追加し、補正後予算総額を8億3,189万1,000円とお願いするものです。

今回の補正は、国の令和4年度補正予算成立により、事業の前倒しとして特定環境保全下水道建設費の増額をお願いするもので、中央浄化センターの設備更新に要する予算として、2億1,693万2,000円の補正をお願いするものです。

以上、議案第1号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第2号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算までの提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、議案第1号、令和4年度一般会計補正予算から議案第2号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算までの補足説明をさせていただきます。

まず、一般会計より説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお願いいたします。

上段、款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、工事請負費395万円につきましては、町長も申しました、社会資本整備総合交付金事業として舗装補修工事費4,000万円が、国の4年度の補正予算成立により内示を受けましたので、その既決予算との差額分を補正させていただいたものでございます。

なお、この財源といたしましては、国庫補助金として241万4,000円、合併特例債150万円、残額を財政調整基金繰入金で充当させていただいてございます。

その下、款8土木費、項4都市計画費、目3下水道費の繰出金103万2,000円の補正は、これも国の補正予算に伴います、下水道事業特別会計の繰出金を補正させていただいたものでございます。

なお、財源といたしましては、財政調整基金繰入金を充当させていただいたものでございます。

次に、議案第2号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての補足をさせていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。

款2下水道事業費、項2下水道建設費、目2特定環境保全下水道建設費、2億1,693万2,000円の補正でございますけれども、これも国の令和4年度補正予算成立によりまして、令和5年度に予算計上しておりました中央浄化センターの機械設備、電気設備の長寿命化工事等に係る額、1億9,546万8,000円、また、6年、7年に計画している機械・電気設備の実施設計を行う予算2,057万円などを計上させていただいたものでございます。

なお、この事業実施に伴う財源といたしましては、国庫補助金1億1,600万円、公営企業債9,990万円、残額に一般会計繰入金を充当させていただいてございます。

なお、25ページでございますけれども、地方債の補正をさせていただいてございます。今回の補正予算によりまして、歳入として公営企業債、特定環境保全下水道事業債を予定していることから、地方債の補正として9,990万円を追加し、補正後の額を1億4,570万円とさせていただいております。

以上、議案第1号、令和4年度一般会計補正予算から議案第2号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

これより第1審議を行います。

議案第1号から議案第2号までの2件について、1件ごとに行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 社会資本整備交付金が、国の補正予算により4,000万円の交付があるということで内定したのということですが、国のこの補正予算というのは、ある意味、経済対策というのがあると思うんですね。本町ではこの4,

000万円を事業費として計上するという話でしたけど、その部分では240万使って、あとについては既決予算に充てると、その分、基金からの繰入れを減らすということになっているようですけど、僕は、国のそういう予算の狙いも含めて、本来は事業費を一定膨らせるところに重点を置くことになるのではないかなと。そういうところはどうなのでしょう。僕はいつもそういうことを言っているつもりでいるんですけど。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回のこの交付金は社会資本整備交付金になっておりまして、町がこういった道路改修を国の支援を受けてやっていきたい。ただ、いろいろな条件ある中で、2層打ちとか。それで割合が、大体国から来るお金が55%とか55%とか。その年でちょっと違うんやね、パーセントが。ちょっと違うので、大体それぐらいが来ます。それが来るということは町の50%分をしっかりと、自己負担分といいますか、それが出てきますので、その分を今お願いするという事で、経済対策とかそういったこととはまたちょっと違った考え方でいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

これは毎年ある、コロナであってなくてもある、そういったことですので、これ毎年こういうふうな補正を組ませていただいていますのと、また、今回は年度内でなるべく早く執行したいということで、臨時議会をお願いしたということですので、よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） それは社会資本整備、いろいろ町で計画していた事業を進めているのは、それはそれでいいと思うんです。

ただ、こういう補正が来るという国の補正の意味は、それに充てるためがいいのだろうかというのを、僕はこれまでも言ってきたつもりでいるんですが、国は1次、2次、その中には経済対策として国が位置づけているところがあります。その一つにこの社会資本整備なんかも入ってくるのではないかなと思うんで、ここをきちっと一定、町内の業者にもというんですかね、売上げがあるように、町民の生活を支える意味で、こういうのを有効に使うということも大事なんではないかなということ、ぜひ考えてほしいと思うんですね。そのためには、国の補正予算なんかにはすぐに新たな事業を乗せるためには、それなりに設計をしておかなあかんですね。それから設計をするというんではややこしい、年度を越えてややこしいことになる、そんなことも。ですから、農業予算なんかは、圃場整備事

業なんかは、先もった計画があつたりすればそれを前倒して事業できるということがあつたと思うんです。だからその辺を十分考えて、その補正予算を毎年やられるのなら、それに対応するべき町内のいろんな準備もしておく必要があるのではないかなということだけは言っておきます。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 今回の補正につきましては、これはあくまでも安全で安心な道造りということで、舗装補修工事のほうにこの割当てが来たといえますか、そういう形で来てますんで、今回はこの舗装補修のほうで対応するといったことになっています。当然5年、6年で計画がありますので、それに前倒しといえますか、来年度施工を予定しておりました路線を、今回前倒してここへ入れるといった形を取っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） これも12月20日の全協で財源も含めて説明をいただいているんですが、なかなかこの表見ても理解し難い部分があるんですけれども、舗装補修で京善7号線と鳴鹿栃原線で、令和4年のときに5,000万の要求をしていて、そして内示が1,395万円だったと、そして今回4,000万の補正が認可された、国の補助が認可されたということは、6月のを合わせると5,395万の国の交付金をいただけたということですよ。この2つで事業費は幾らになるんですか。それ以上になるんですよ。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 今の補正額と合わせて5,395万が事業費なんです。で、これの補助率が52.5%でしたかね、になりますので、半分以上の補助があるといったことになります。あくまでも5,395万は事業費として考えていただきたいと思います。

4,000万というのは、あくまでも事業費なんですよ。それに対する国費というのが2,100万、国からは2,100万。

○9番（滝波登喜男君） 2,100万か。

○建設課長（家根孝二君） ええ。2,100万になります。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ちょっとまた整理してみたいと思いますので、また教えて

ください。

○議長（中村勘太郎君） ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

議案第1号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第1号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第1号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を議題といたします。

これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 説明書の5ページですね。そこで特別旅費で、要は仕様書

どおりに作成されたのか、現地を検査するという事になっているのですが、これは誰が検査しに行くのかということをお教えしてほしいのと。

それと、委託料の中で特別調査業務委託料、これは更新工事実施計画に基づき市場価格を調査するという事ですが、この工事、5年、6年ってずっとにわたって実施していくんだろうと思うんですけども、この調査の目的をお教えいただきたいなと思います。

それから、全員協議会の資料で説明受けているのですが、当初、令和5年度の事業費が2億1,690万、うち国庫が1億1,600万、これが令和4年度に、今回内示を受けて前倒しでやるということですが、そうしますと、事業費2億1,690万、うち国庫が1億1,600万ですから、この差額が町というか持ち出しになるということになるのですか。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、今ほどのご質問3点お答えいたします。

まず、特別旅費についてですが、こちら現地のほうへは監督職員と当町の工事検査職員の2名が現地の製作工場のほうへ工場検査ということで行きます。

2点目、特別調査につきましては、まずこちらの調査につきましては、品確法で発注者等の責務ということで、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化等を勘案し、市場における労務費及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した精査を行うことにより、予定価格を適正に定めることというふうに、品確法でうたわれていますので、実施設計で当然見積り等を徴収して、設計書は一旦作ってあります。これは2年度に作成した設計書でございますが、こちらを今度の発注に合わせ、実際の実勢単価がどうなのかというのを第三者機関のほうで調査し、設計書に反映して発注するというふうなものでございます。

3点目の事業費2億1,690万、こちらのうち国庫補助金1億1,600万の補助裏につきましては、起債を9,990万円と、町からの繰入金で充当するといったことでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） それでしたら、監督職員というのは当町の職員ですか、それとも委託したところの職員でしょうかという質問と。

あと、品確法に基づいて適正価格を設計書に反映して発注しているということ

になりますと、事業費が膨らんでいくということになるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） まず1点目、監督職員ですが、発注した本課の職員になります。検査職員といいますのは、契約管財課の職員になります。

次の特別調査の件ですが、実勢価格に合わせまして設計金額、これが増額した場合ということですが、そこは設計内容をまた再精査いたしまして、事業費内での発注を考えておりますので大きくするということではございません。規定の予算内で発注できるようにします。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 各年度に予算額内で、単価が上がったとしてもそれまでの工事をしていくということなのだろう、言われているのはそうなのだろうと思うのですが、最終的には令和12年までですか、工事のトータル的には大きくなっていくということになるのではないのでしょうかというのが1点目と。

あと、こんなこと言うと申し訳ないのですが、仕様書に基づく現地調査というのは、いわゆる当町の職員お2人が行って、ある意味どういうふうに分かるようなものでしょうか。要はそういったところにたけた方、たけた民間の職員が行くというのがそうなんかなと思っておりますが、2人でいいのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） まず、工事担当職員の工場検査の件ですが、こちらは仕様書どおりに、まず工場のほうで製作されているのか。これはもちろん監督職員、工事検査職員、また請負業者と製造業者、そちらのほうでしっかりとその辺、現地のほうでまず製作されているかというのを確認してから現地のほうに持ち込むと。その検査を抜きにして現地のほうに入って仕様書と違うというふうにはならないように、まず工場のほうできちりとした仕様書どおりになっているかという事の確認を行うといったのが工場検査になります。

あと、事業費の件ですが、当然、実勢価格、今物価高でもありますし、全体事業費、以前ちょっと申し上げておりますが、それが膨らむ可能性は当然ございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） 今の検査の件につきまして、私のほうから補足説明



させていただきます。

通常、標準品につきましては工場検査を行うことはありません。ただ、今回の場合は、当町にとっても大変大事なインフラ整備ということで、そちらのほうの特殊品ということもありまして、特殊品で作る場合には、現地から、工場から持ってきて、現地に据え付ける段階で違っている、仕様がずれているとか、あと、例えば据付け製品であれば、ポンプであってもビスの留めるところ、そういったところがちょっと違っているで、実際持ってきたら据付けできなかったとか、そういったことがないように事前に工場で完成品をきちんと、特殊の仕様に合っているかどうか、その段階で確認をして持ってくるという形になっています。なので、全部が全部工場検査をするとかそういったものではございませんので、補足とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） まず起債のことで、現在幾らぐらいなのかというのが一つと。

もう一つは、今度改修する設備、耐用年数はどれくらいでしょう。大きい金額かけて改修している途中ですけれども、その辺はいかがかというのをお聞きいたします。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 起債そのものの借入利率につきましては、今変動はしていますけれども、いろいろな中で1%から2%ぐらいの中で借入れをしているといった状況です。ただ、今後また、いわゆる国の、日銀等の絡みもあってちょっとその辺どうなるか分からないですけれども、現段階においては3%以内で借りられるだろうということで、こういう起債をさせていただいております。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） 耐用年数ということですが、こちら一応法定耐用年数で言いますと、電気及び機械設備等では大体10年から15年、これが法定耐用年数ということで示されております。

ただ、実際、今現在、中央浄化センター昭和60年頭ぐらいに造りまして、そこから現在までもっているとなりますと、大体やっぱり30年近くはもってございますので、その辺は耐用年数というのは、一応法定耐用年数で言うと10年から15年というふうになってございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 実はそれをお聞きしたのは、償還の方法で40年以内、うち据置期間が5年ということで、5年たってから償還が始まると思うんですが、40年以内ということになると、もう40年で返すということになると耐用年数が終わった後というんですかね、更新した後も借金だけ残る可能性が出てくる可能性もあるんですね。その辺は、地下に埋まっている部分なんかは、かなり耐用年数を長く見ることができるのかなと思うのですが、こういう施設については償還の方法40年以内でいいのかなと、法定耐用年数ぐらいをやっぱりめどにしているかないとなかなか大変なのかなと。

ただし、下水道事業とか上水道事業、これはこういう事業の性格上、なかなか計画どおり、法定耐用年数どおり替えていくことができないことはあると思うので、その辺は十分考えておいでるようですけども、こういう表示での借金の仕方というので、ちょっといいのかなという問題提起ですけど。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 基本的には一応、起債の償還につきましては、この事業においては何年という期間がございます。例えばいろんな起債には40年という年数書いてございますけれども、実質上は25年とかそういった期間とかで、いろんな起債によりまして借入れの期間が変わってまいりますので、その辺だけはちょっとご理解いただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

議案第2号について、第2審議に付したい案件はありますか。

○議長（中村勘太郎君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第2号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第2号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を、  
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時51分 休憩)

---

(午前10時51分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところご参集をいただき、ここに全日程を終了しましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格別のご協力をお願い申し上げます、令和5年第1回永平寺町臨時議会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました、令和4年度永平寺町一般会計補正予算等につきまして、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、ありがとうございました。

さて、福井気象台は、今週末から冬型の気圧配置が強まり、来週初めにかけてこの冬一番の強い寒気が流れ込むことから、大雪、暴風雪への警戒を呼びかけております。寒気の入り込み状況によっては、本町でもまとまった降雪量となる予報も出ており、町民の皆様には、最新の気象情報に十分留意していただき、警報が発令された場合には、不要不急の外出を控えるようお願いいたします。

本町としましては、大雪に関する情報の共有を図り、夜間、休日も含めた迅速な連絡体制による雪害対策に万全を期してまいります。また、町内の道路除雪に

については、今年度から導入した除雪車位置情報システムを駆使しながら、除雪作業の進捗を的確に把握するとともに、ほかの道路管理者と連携を図り、積雪による交通障害を最小限にとどめ、安全で安心な交通の確保に努めてまいります。

結びに、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、今後とも変わらぬ町政へのご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前10時54分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員